

平成30年11月29日

平成30年
第8回野洲市議会定例会
発議書

野洲市議会

発議第4号

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 野洲市議会議員 北村 五十鈴

提出者 野洲市議会議員 東郷 克己

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

賛成者 野洲市議会議員 津村 俊二

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成16年野洲市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「380,000円」を「430,000円」に改め、同条第2号中「330,000円」を「380,000円」に改め、同条第3号中「300,000円」を「350,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。